

# 古代村落と仏教

## — 磁鉢をめぐる人々 —

雨宮 龍太郎

### はじめに

近来真間・国分期の集落跡から磁鉢（あるいは鐵鉢形土器）と称する特徴的な形態の土器が時折出土することがある。小論では本県下における出土例を集め考古学的なコンテキストを明らかにした上で、文献資料を援用して磁鉢及びその所持者の歴史的性格を究明したい。このテーマにたいする完全な解答は仏教史の側面からと集落史の側面からとの2つのアプローチが必要だが、今回は私の準備不足から後者の方法を省かざるを得ない。

### 1. 県下出土の磁鉢とその所持者

磁鉢は丸底ぎみの尖底から体部が大きく開き口縁付近で弧状に内彎する特徴的な器形を呈する。その代表例は東大寺正倉院に伝世される優美な曲線をもった二彩・緑釉等の施釉品である（図1）。同形鉢には磁製の他に、現存するものでは金銅製・銅製・鉄製・木製等があり、これらは殆どが寺院に所蔵されて今日に伝わったものである（註1）。

その用途については「法隆寺縁起并流記資材帳」（註2）に

#### 合鉢捌口

丈六分鉢參口 一口白銅口徑六寸八分深四寸一分 一口白銅口徑六寸  
深四寸七分有合 一口鐵口徑七寸三分深五寸一分

仏分鉢參口 一口鐵鉢口徑七寸四分深四寸六分 一口塞鉢口徑六寸八分  
深四寸八分 一口薰鉢口徑七寸深四寸七分

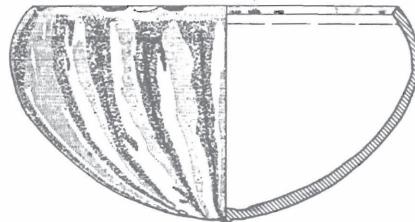


図1 正倉院藏 二彩鉢（磁鉢甲第一号）(1/6)

聖僧分鉢壹口 口徑七寸深四寸九分

通分銅鉢壹口 口徑五寸三分深五寸三部

とあり、また「大安寺伽藍縁起并流記資材帳」（註3）にも

合鉢參口 白銅二口之中 仏物一口  
鐵一口 聖僧

と記され、寺院における仏像の供養具や僧侶の托鉢に使用されていた。

ところで県下から出土する磁鉢は図2に見られる如く、その形態上確実な例は9例（表1, 1・2・3・4・5・6・7・8・9）、やや小ぶりで口縁付近の内彎が小さいが底部の特徴から磁鉢と考えられるものは2例（同、10・11）、破片資料ではあるが磁鉢と推定されるものは2例（同、12・13）存在する（註4）。いづれも集落跡内の通

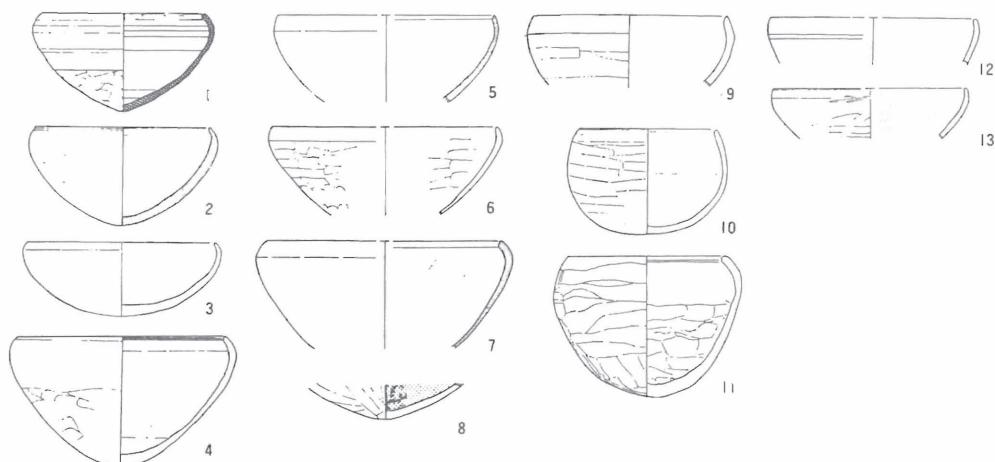


図2 県内出土磁鉢 (1/8, 9・11のみ1/6)

出土遺跡	焼成	法量(cm)	時期	備考
1.六通・5号跡	クスベ	口径18.2 器高10.3	9C後	
2.村上込の内・ 033号跡	スエキ	18.4 10.3	8C前	
3.本郷台・1号跡	ハジキ	16.0 6.4	8C前	プラスコ形 長頸瓶伴出
4.六通・5号跡	ハジキ	22.2 13.6	9C後	
5.公津原Loc.14・ 069号跡	スエキ	23.0 —	8C前	
6.公津原Loc.20・ 012号跡	ハジキ	24.0 —	9C後	
7.公津原Loc.15・ 012号跡	スエキ	24.6 —	8C後	
8.公津原Loc.20・ 026号跡	ハジキ	—	9C後	内黒
9.山田水呑・97号跡	ハジキ	15.5 —	8C前	
10.有吉(1次) 118号跡	ハジキ	14.5 11.3	8C前	
11.山田水呑・ 64号跡	ハジキ	12.5 11.2	9C前	
12.公津原Loc.20・ 068号跡	ハジキ	21.9 —	10C前	縁釉伴出
13.公津原Loc.20・ 074号跡	ハジキ	20.6 —	8C後	内黒

表1 県内出土磁鉢一覧

常の規模と構造をもつ竪穴住居跡からの出土品である。これらのうち初現的なものは本郷台・1号跡例で、プラスコ形長頸瓶・ロクロ未使用土師器杯が伴出し、7世紀に遡る可能性もある。最も後出的なものは公津原・Loc.20・068号跡例で、黒窯78号窯式類似の縁釉碗が伴出しており10世紀前半の年代が考えられる。焼成は多様で須恵器・土師器・クスベ等がある。

関東地方においては出土品としての磁鉢は集落跡からの出土例が圧倒的に多く、今後真間・国分期の集落跡調査が増加するにつれて類例も多くなることが予想される。しかし集落跡以外の遺跡からの出土がないわけではなく、例えば埼玉県高岡寺院跡(註5)、群馬県十三宝塚遺跡(註6)、栃木県日光男体山遺跡(註7)等があげられる。このうち男体山例は磁鉢ではなく、同形の銅製品、すなわち銅鉢である。これら諸遺跡は各々寺院跡・郡衙跡あるいは寺院跡・修驗道場跡であり、仏教とは縁の深い性格の遺跡からの出土例が知られている。このことからも磁鉢が僧侶の托鉢容器あるいは仏像の供養器として用いられたことの傍証が得られよう。磁鉢はその形態上の特徴からみても、他の日常容器への転用が困難なだけに、竪穴住居跡出土品についても用途上の変換はなかったものと思われる。すなわち磁鉢を出土する竪穴住居跡

は、その中に僧侶が居住し托鉢活動や仏像の礼拝供養に勤めていたことを示す資料となるのである。以下では村落に生活する人々と僧侶との関係を文献資料の上から明らかにしていきたい。

## 2. 古代仏教の諸形態

僧侶が定住して教化・修業や日常生活を営む場は大きく分けて寺院・山林・村落の3つがあげられる。これら3類形は教化対象となる在俗者の相違にも対応している。すなわち寺院に居住する僧侶の教化対象は天皇・中央貴族・地方豪族等の支配階級、山林に籠る僧侶は主に修業に終始し教化対象は存在せず、村落に寄宿する僧侶の教化対象は被支配階級たる在地の農漁民である。

ここで言う寺院とは金堂・塔・講堂・経蔵・僧房等いわゆる七堂伽藍と呼ばれる機能分化を遂げた堂舎が立ち並び、多少の寺田も經營しているような規模と構造を備えた特定空間であり、具体的には中央の官私諸大寺・国分寺・諸国定額寺がこれに相当する。

寺院における僧侶のあり方は律令体制が健在の間は大きな変化はなく、一貫して国家との結びつきがきわめて緊密であり続けた。僧侶は官度を得ると、その籍を一般公民の戸籍を管掌する民部省から治部省に移管され(註8)、その時点であらゆる課役から免除されるという特権措置がとられた。いっぽう官許を経ずに私に得度することは厳しく禁じられていた(註9)。しかしそれにもかかわらず私度僧が跡を断たなかつたことは律令国家の度重なる禁令の発布や、後にみる『日本靈異記』に伝えられた諸説話が明証している。

官度を得て諸寺に安置された僧侶は、恒例・臨時の宮中斎会の法要、天候不順・疫病・地震などの災異、藤原広嗣の乱等政変の際に届請されて、金光明最勝王経・法華経・仁王経等の護国経典の転読にあてられた。いっぽう平常時には寺院内で経典の暗誦・論疏の精読等の学業研鑽に勤しんだ。かくして僧侶は国家が主催する儀礼の場と寺院以外に仏教徒として活躍することは僧尼令によって厳しく制限されていた(註10)。

山林とは寺院や集落からは隔離された山中や谷筋に存在する僧侶の修業の場であり、ふつう簡素な山寺や山房が建立される場合が多い。山林修業にたいする律令国家の原則的な姿勢はあまり好意

的なものではなかった。僧侶が山林に入って修道する際は、寺の三綱が連署して在京寺院は僧綱へ、京外寺院は国郡へ申請しなければならなかつた(註11)。律令国家の山林修業にたいする具体的な政策は、奈良時代前半は僧尼令を墨守して否定的な態度をとっていたが、光仁朝の頃には好意的とまではいかなくとも、黙認するようになつてゐた。

山林修業の具体的な内容は「経文ヲ唱誦シテ、禪行ヲ修道」(註12)することであるが、そのためには寺院よりも閑寂で、生活条件も格段に厳しい山林の方が適していたのである。また山林には官度僧ばかりではなく、私度僧や行者も早い時期から出入りしていた。役小角が葛木山中で咒術と称し、「鬼神」を使役して水を汲ませたり薪を取らせたと伝えられ(註13)、空海が優婆塞時代に阿波国大滝岳や土佐国室戸崎で、大自然と感應したこと(註14)もその類例である。これら私度僧や行者の山林修業の内容は、修業を通して超自然的な靈力を身につけようとするもので、そこに神仙思想や道教の影響が見てとれる。

僧侶が村落に寄宿する場合は、居住空間としての集落の内部かまたは周辺に建立された仏堂、あるいは仏堂に近接する一般的堅穴住居がその住家となる。なお村落に止住する僧侶の中には、短期間寄宿した後他処へ移り去ってしまう者があるが、かれらは遊行僧または廻国僧と呼ばれた。「天下ニ周遊シテ、路傍ニ井ヲ穿チ、諸ノ津済ノ處ニ船ヲ儲ケ、橋ヲ造」(註15)った道照や、在地の知識衆を率いて常陸国鹿鳴神宮寺(註16)や伊勢国多度神宮寺(註17)を建立した満願は著名な廻国僧である。次節では村落と仏教の関係について貴重な資料を提供する『日本靈異記』に収録された関連諸説話を分析する。

### 3. 古代村落と僧侶

#### (1) 分析

奈良時代に入ると都を離れた村里においてもいたるところで僧侶が活動を展開するようになる。『日本靈異記』には村の辺(ほと)りの粗末な「堂」や「寺」に居住する僧侶の生活が生き生きと描写されている。以下に村里に建立された堂寺をめぐる僧侶や知識の実態が比較的よく表われている『靈異記』中の説話を紹介しよう。

A 堂(上巻、第8縁) 衣縫伴造が治病のた

めに地を掃い堂を飾って、義禪師を屈請して方広經に依る。

B 那天堂(中巻、第5縁) 富める家長の君が漢神信仰を悔いて、仏法に帰依し自家を寺とし、仏を安置し修法・放生する。

C 岡堂(中巻、第26縁) 金峰山で修業中の元興寺僧広達が知識を率いて仏像を造り、越部村の岡堂に安置する。

D 鵜田堂(中巻、第39縁) 巡国僧が知識を率いて堂を建て、仏像を安置する。

E 蓼原堂(下巻、第11縁) 盲目女が当堂の薬師仏を礼拝して眼を治療する。

F 弥氣山室堂(下巻、第17縁) 村人等が造立した当堂に元興寺僧豊慶と弥氣里出身の自度沙弥信行が常住し、知識を引率し、仏像を修理供養する。

G 野中堂(下巻、第18縁) 経師が写経中に結縁奉仕している女衆のひとりと性交におよぶ。

H 堂(下巻、第23縁) 信濃国小県郡娘里の大伴連氏が同里中に堂を建て氏寺とし、大伴連忍勝が受戒して常住する。

I 貴志寺(下巻、第28縁) 紀伊国名草郡貴志里の村人等が当寺を建立し、ひとりの優婆塞(行者)が止住する。

J 能應寺(下巻、第30縁) 紀伊国名草郡能應村の三間名干岐氏が当寺を建立し、子孫の觀規が住持する。觀規は農耕して妻子を養ういっぽう、学僧でもあり衆人を統べていた。

K 大谷堂(下巻、第34縁) 巨勢皆女はできものに悩まされ宿業を自覚して受戒し、当堂に籠り心経を誦持する。

以上の諸例は磁鉢をめぐる人々の世界である。ここには寺院仏教の莊嚴された法要にみられる權威主義、經論の精読・注釈に終始する學僧の主知主義、あるいは神仙思想の影響を受け、後世の修驗道の要素を孕んだ山林仏教が醸し出す神秘主義などとは無縁の世界が開示している。

さて前記諸例における村里内の「堂」や「寺」はその建立事情によって次の3類に分類することができる。

- (イ) 同一氏族の人々が建立した堂(寺)(H・J)
- (ロ) 村人等が同心になって建立した堂(寺)(F・I)

#### (イ) 個人が檀越になっている堂（A・B）

(イ)は古墳時代の終末に後続あるいは重複するタイプの知識形態で、3類中歴史的に最も古い伝統をもつ。とくにHは「大伴連等、心ヲ同ジクシテ、其ノ里ノ中ニ堂ヲ作り、氏寺トス」という本文記述から推して、建立にあたって顕著な檀主が存在せず、大伴連氏が郷里の主要構成氏族であったことを思わせる。このタイプの造寺祈願内容は飛鳥・白鳳時代の造寺・造仏願文に頻出する「七世父母」の冥福を祈り（註18）、古代における祖先崇拜の最も洗練された最終形態を表現している。

(ロ)は本文中「氏寺」とは明記されず、建立にあたって同里中の複数の氏族が知識に結縁したと考えられる。このタイプも(イ)と同じく顕著な檀主が存在せず、村人が「同心」になった共同作業的色彩が濃厚である。しかしその共同作業の紐帶は(イ)におけるような同一氏族間の親族連帶によるものではないところに(イ)との重要な相違が見られよう。(ロ)におけるような共同作業は古墳時代にあっては、首長層の政治強権を発動しないかぎり実現不可能な労働様式であって、ここでは村人がそれを自主的に実現しているところにこのタイプの歴史的な意味がある。この新しい連帶の性格は造寺祈願内容に端的に表われてくるのだが、あいにくここに掲げた例では不明である。論理的に推し量れば、(イ)と同様に共同性を帯びてはいるが、(イ)とは異なり祖先崇拜の要素が欠落したものとなろう。

(ハ)は個人的な造寺活動で、建立事情も治病・漢神信仰の悔過等全く檀主個人にかかわったものである。このタイプはBにもあるように、富裕な家父長層が造寺主体になる場合が多いのであろう。この階層は奈良時代の半ば以降墾田を盛んに開発して、在地の所有関係・階層関係の再編成の中心的役割を演じた人々である。造寺にたいするかれらの祈願内容も古い共同性を払拭して、個人主義的な現世利益を志向する傾向が強いと思われる。河俣連人麻呂や砾波志留志が錢稻を「蘆舎那仏ノ知識ニ奉」り官位を得る（註19）のも同様な精神の発露である。なお漢神信仰は本文のように牛を殺して神に捧げる祭祀だが、奈良時代末期から平安時代初頭にかけてかなり大規模に流行したらしく、延暦10年には伊勢・尾張・近江・美濃・若狭・越前・紀伊等の中部日本諸国においてそれが禁圧されている（註20）。

次にこれら3つの類型的な建立事情を背景にもつ堂（寺）に關係した僧侶の特徴についてみると、(イ)類では2例ともその同族から僧侶を輩出している。また(ロ)類では元興寺僧と同里出身の自度沙弥(F)、および出身地不明の優婆塞(I)が住持している。このうちFの元興寺僧は遊行僧であろう。(イ)・(ロ)両類の僧侶が「常住」あるいは住持しているのにたいして、(ハ)類では僧侶の住持した明証は得られない。このことから(イ)類はAにおけるように通常は僧侶を置かず、必要に応じて他處から届請したと考えられる。

また(イ)・(ロ)両類の僧侶はFの元興寺僧以外は、受戒を経た比丘(H)、俗的生活を営む學問僧(J)、自度沙弥(F)、優婆塞(I)等、Hが不明の他は私度僧的性格が色濃く表われている。そのHにしても本文を検討すると、大般若經の書写を発心してただちに「鬚髮ヲ剃除シ、袈裟ヲ著シ、戒ヲ受」けていることから、正式の修業階梯を経ずに受戒したことが知られる。以上のことから村里の堂寺に止住する僧侶は、中央大寺の遊行僧を除けば私度僧であったことが判明する。このことは村里の堂寺に止住する僧の大半は地元の村里出身者（ときにはイ類のように同族関係もある）であったことを意味しよう。

以上の所論をまとめると次のようになる。

- (a) 同一氏族の人々が建立した堂（氏寺）にはその氏族出身の私度僧が常住する。
- (b) 村人等が同心になって建立した堂寺には同村里出身僧が常住するとはかぎらず、遊行中の僧侶も寄宿する場合がある。同村里出身僧は私度僧である。
- (c) 個人が檀越になっている堂は通常僧侶不在である。

#### (2) 考察

古墳時代の終末期から律令国家の形成・成立期にかけては在地の所有関係・階層構成が大きく揺れ動いた時代である。前代にあってはたとえ直径20m足らずの群集墳といえども、そこに手厚く葬られる者と、造営に力を貸しただけで空しく土壙の中で屍を腐らせていく者とが、生前はその同胞性を信じて、手をとりあってひとつの政治力に結集していた。このカラクリは首長が同時に司祭をも演じることによって、なかなかその構成員には

見破られなかつたものである（註21）。たとえ見破られたとしても階級的に安定していた頃には、政治強権という「合法的」な暴力を駆使して、不穏分子をたやすく黙らせてしまうことができた。

ところが在地の階級闘争が激化して、階層構成の変化や浮浪・逃亡等による在地住民の移動が目立つくると、従来の親族結合の体系が随處で寸断され、その体系を軸とする政治化された祖先崇拜はもはや昔日のように大規模な人員を統合するイデオロギー的根拠とは成り得なくなつた。群集墳の主人公の中からも没落者が輩出し、代わって同族性をあまりあてにしない新興の墾田開発者が在地の英雄に成り上がっていく。かれらは「血のつながり」という生物学的というよりはむしろ形而上学的な根拠を放棄して、出拳利稻という現実的な力で配下の人々を緊縛してしまつた。古墳や神話、祖先崇拜が支配のイデオロギーとしては時代遅れのものと化しつつあり、政治と宗教との乖離がようやく鮮明に現われはじめたのである。

政治や経済にみられる新興支配層のこのような現実性志向は宗教においてもまた同様であった。**(イ)**類の造寺形態にみられる個人主義的な傾向がそれである。ここでは新しい支配者は前代と異なり、もはや支配される人々の至福などは、たとえ嘘でも願わない。あくまで自己と、ごくかぎられたその家族の一員のための信仰である。

こうした造寺精神は、ひとり村里内の富裕家父長層にのみ見出されるものではない。『靈異記』には郡司層が造寺に関与したと伝える説話が4例採択されている。

- (1) 三谷寺——備後国三谷郡大領先祖（上巻、第7縁）
- (2) 寺——伊予国越智郡大領先祖越智直（上巻、第17縁）
- (3) 寺——武藏国多磨郡大領大伴赤麻呂（中巻、第9縁）
- (4) 磐田寺七重塔——国司・郡郷・丹生直弟上・知識（中巻、第31縁）

これら3寺1塔の建立事情についてみると、(1)・(2)はともに百濟戦役からの無事帰還を感謝するため、(4)は弟上が持っていた仏舍利を安置・供養するための造寺造塔であり、(3)は不明である。以上のように『靈異記』には、郡司層の氏寺建立を明瞭に伝える説話は1例もなく、個人的な動機や偶

發的な理由による事例ばかりである。これら諸寺はいづれもさきに分析したA・Bよりも大規模な寺院構成であったと考えられるが、その造寺精神には共通した個人主義が看取できよう。A・Bはむしろ、このような建立事情を背景にもつ最小形態の堂寺なのである。

さて郡や村里の内部では抜けた経済力をもつ新興の墾田開発者はさておき、律令国家の抜取や在地における熾烈な階級闘争を経てなお強靭に生き抜いてきた比較的自由な自営農民は、かれらなりに結集して新しい宗教組織を生み出した。それが造寺の際に現われた**(イ)**・**(ロ)**類の知識形態である。

これら両類の組織が成立するために必要不可欠な共通条件は、その構成員が造寺に結縁するため財貨や労働力を喜捨できる程度の経済的余裕があること、これである。しかしかれらにとって周囲の状況はきわめて厳しかったはずであり、在地の階層分化はこの条件に不適格なものを容赦なくふるい落してしまう。経済的な成功者は組織を脱して**(イ)**類の造寺活動に専念し、経済基盤・觀念的生活の両面にわたって母集団と袂を分かち、それに対立する存在に転化する。いっぽう出拳利稻が返済不能となった経済的落伍者は、**(ロ)**類擅越の奴婢にさえ成り下がり、造寺に結縁する余裕などは全くなくなってしまう。

こうした過酷な客観状況については、かれらは痛い程充分に認識しており、村里内の同様な境遇の人々は切迫した危機意識を潜在的にではあるが共有していた。この根源的な危機意識の潜在的共有が、特定の条件下において、同一村里内に居住する同族結合という具体的な連帯感となって同心の人々に觀念化され、氏寺建立という形をとて結晶したのが**(イ)**類知識集団の本質であり、村里内において同族結合がとり結べない程顕著になった氏姓の錯綜を克服して、氏姓を問わない同一村里居住という地縁的結合を自覺的連帯感とした造寺活動が**(ロ)**類知識集団の本質であった。**(イ)**類集団に意識化された連帯感は同族結合という伝統的な外形を襲いつつも、その中にはもはや前代のような支配・隸従関係という名の不純物は含まれておらず、純化された祖先崇拜の最終的な様相を呈している。また**(ロ)**類集団のそれからは中世的村落結合誕生の産声を聞くことができるであろう。

ところで上述のような連体感や造寺活動は村里

内において自然発生するものではない。そこにはさきに記した「特定の条件」が介在している。(イ)・(ロ)類といふ類とを識別するひとつの相違は住持する僧侶の有無である。(イ)類では檀主自らが発願して堂寺を自力で建立しているが、(イ)・(ロ)類ではいづれも建立された堂寺に僧侶が住持し、仏教と村人を連結する酵素的な機能を果たしている。これらの僧侶は村里の知織衆が建立した仏堂に住持し、村人の治病や祖先供養を通して仏の衆生救済を説いていた。その活動は「往来人ヲ化ス」(註22)、「法ヲ弘メ物ヲ化ス」(註23)などと『靈異記』の編者景戒に評され、僧侶の使命としての菩薩業の実践とみなされた。

僧侶の活動のうちでもとりわけ重要なものは村人の造寺活動を勧誘し、指導することだった。先掲のD、鶴田堂例では廻国中の僧が遠江国榛原郡鶴田里で砂中に埋もれた薬師木像を見出し、村里の知織を引率して鶴田堂を建立し、仏像を修理安置するという寺院縁起の内容の説話である。また前述した満願等も地方における造寺活動を推進した廻国僧のひとりであり、さらにいうまでもなく行基は畿内各所に49院を建立して古代最大の菩薩業を実践している。こうしてみると、当時における廻国僧の地方小寺院・小堂の建立活動は、かなり一般的な現象として普及していたことが理解されるのである。さきの分析諸例においても(ロ)類の堂寺には元興寺僧豊慶、ひとりの優婆塞等同里出身者以外の僧侶がかなり止住していて、(ロ)類に住持する僧侶の廻国性・遊行性の一端をうかがわせている。これらの僧侶は村人による造寺活動にも大きなかかわりをもっていた可能性がある。

上述のことがらを廻国僧の立場から理解すればほぼ次のようになる。かれはまだ仏教の恩恵に浴さない村里に寄宿して、村人の看病や祖先供養に勤めるかたわら、説教をくりかえし仏教を村里に普及させていく。僧侶と村人との間に一定の信頼関係が確立された時点で、かれが願主となって知織を結び仏堂を建立する。それまでの間にかれは村人の中から篤心の修道者を養成しておき、堂寺が完成するとその修道者(廻国僧の弟子)をそこに残して、次なる処女地に向かって旅立っていくのである。(イ)・(ロ)類に登場する「私度」例や「受戒」例はそれが詐称でないかぎり、この廻国僧によって村里の修道者=かれの弟子に授けられたも

のであろう。村里を離れるとき、廻国僧の脳裏にあるものは、日本國中を仏国土に化そうとする大乗僧侶の使命感であったろう。

最後に廻国僧が(ロ)類の新しい村落結合の誕生にあたって果たした歴史的な意義を論じて小論を閉じることとした。前述のように(イ)類の知織結合紐帯が同族性と地縁性からなっており、僧侶も自己の共同体から調達していたのにたいして、(ロ)類のそれは地縁性のみで僧侶もその土地とは無関係な廻国僧が抵抗なく止住していた。この現象は(ロ)類が(イ)類に比して團結力の弱さを示すとともに、閉鎖的な(イ)類よりも他処者にたいして開放的な共同体であったことを物語っている。僧侶は経済的境遇においては同様な立場にありながらも、明瞭な連帶意識をもち得ないでいる種々の氏姓の村人にたいして、財貨を喜捨して仏に結縁することを勧進し、造寺や写經という共同作業を通して宗教的共同体としてのかれらの連帶感を覚醒させていくのである。ここでは僧侶は新しいタイプの村落結合が誕生するにあたっての不可欠な産婆役として機能している。そして宗教的装いを凝らした初現的な地縁共同体がまだ独歩できず、ひ弱な存在であったことは、行基建立の49院中国家の保護にあづからなかった6院が「法藏湮滅シテ、復夕住持スル徒ナク、精舍荒涼シテ、空シク坐禅ノ跡ヲ余ス」(註24)状態にあったことから容易に理解できる。この記事は行基という名産婆なき後の新生児の死亡率の高さを弁に物語っている。この新しい共同体が諸困難を克服してたくましく成長している姿を、われわれが見ることができるようになるには平安後期まで待たねばならない。

(4班・空港事務所)

## 註

- 1 ) 中野政樹「供養具」『新版仏教考古学講座』(第5巻)(昭51)に寺院所蔵の伝世鉢が集成されている。
- 2 ) 『寧樂遺文』(中巻)
- 3 ) 『寧樂遺文』(中巻)
- 4 ) 各個体が出土した遺跡の報告書は次のとおりである。なお番号は第1表に付したものと一致する。
  - 1・4 日本住宅公団、千葉県文化財センター『千葉東南部ニュータウン』9(昭55)

- 2 天野努他『八千代市村上遺跡群』(昭49)
- 3 本郷台遺跡調査団『本郷台』(昭54)
- 5・6・7・8・12・13 千葉県教育委員会・  
千葉県文化財センター『公津原』II(昭56)
- 9・11 日本道路公団・山田遺跡調査会『山田  
水呑遺跡』(昭47)
- 10 種田斉吾他『東南部ニュータウン』3(昭50)
- 5) 高岡寺院跡発掘調査会『高岡寺院跡発掘調査  
報告書』(昭53)
- 6) 群馬県教育委員会『十三宝塚遺跡発掘調査概  
報』II(昭51)
- 7) 斎藤忠他『日光男体山』(昭38)
- 8) 雜令, 造僧尼籍条
- 9) 戸婚律, 私度入道条逸文, 僧尼令, 私度条
- 10) 僧尼令, 非寺院条
- 11) 僧尼令, 禅行条
- 12) 続日本紀, 養老2年10月10日条
- 13) 続日本紀, 文武3年5月24日条
- 14) 三教指帰, 序
- 15) 続日本紀, 文武4年3月10日条
- 16) 類聚三代格, 応修理鹿嶋神宮寺事
- 17) 『平安遺文』(第1巻), 多度神宮寺伽藍縁起資  
材帳
- 18) 竹田聰洲「七世父母攷」『佛教史學』第3号  
(昭25) 所収
- 19) 続日本紀, 天平19年9月2日条
- 20) 続日本紀, 延暦10年9月16日条
- 21) 拙稿「群集墳社会の政治=宗教過程」『埼玉考  
古』第17号(昭53) 所収
- 22) 日本書異記, 上巻第7縁
- 23) 日本書異記, 上巻第22縁
- 24) 続日本紀, 宝亀4年11月20日条

## うす ぐり こう さん れい 大栄町臼作皇産靈神社の和鏡

岡田光広

香取郡大栄町は、北に佐原市、西に成田市と接する位置にある。大栄町にはその郷土史を語る上で、興味の尽きない寺社が多く存在する。ここで紹介する青銅製の和鏡は、昭和57年9月臼作地区に所在する皇産靈神社で、改築のために本殿をほぐした際、その基礎部整地作業中に土中より発見

されたものである。

和鏡は、縁に鋸化による若干の裂傷が認められるだけで、比較的良好な状態を保っていた。色調は鏡面が全体に青緑色、鏡背は凸部で茶褐色、他は全体に青緑色を呈す。

まず、各部の様式、並びに計測値等を述べる。

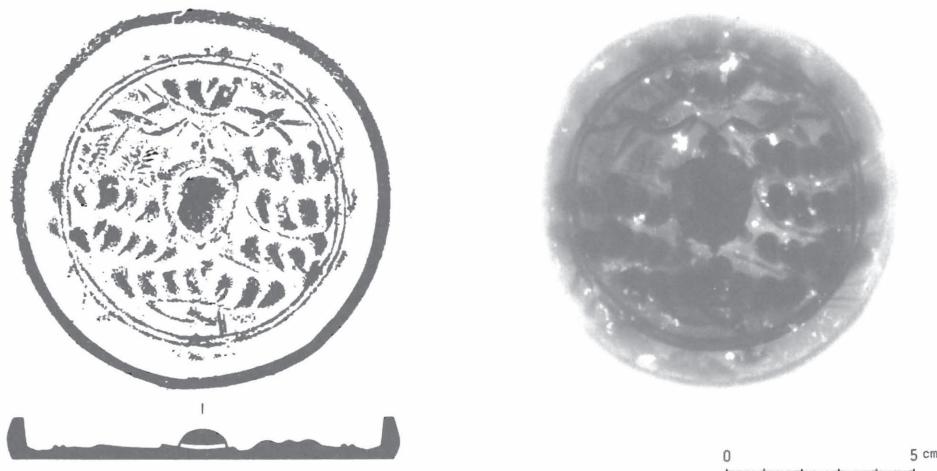


図1 鏡背拓影図(1/2)及びエックス線透過写真(千葉県文化財センター撮影)